

市の相談窓口

人権相談

17(火)13時30分～16時(受付15時30分まで)
市役所2階
広聴・市民生活課 ☎72・3191

行政相談

19(木)13時30分～16時 市役所1階
広聴・市民生活課 ☎72・3191

弁護士無料法律相談

11(水)・18(水)13時30分～15時30分
※相談日前日までに電話申込、各4組(申込順)
広聴・市民生活課 ☎72・3191

家庭生活相談と女性相談

10(火)・17(火)10時～15時 市役所1階
【女性限定】24(火)13時～16時 市役所1階
北海道家庭生活カウンセラークラブ石狩地区
広聴・市民生活課 ☎72・3227

こども・ひとり親相談

平日9時～16時
子ども相談センター(市役所2階) ☎72・3195

住民よろず相談

火曜13時～16時(受付15時まで)
りんくる2階福祉団体活動室 ☎72・8220
毎月第3木曜13時～16時(受付15時まで)
厚田保健センター ☎78・2521
高齢者生活福祉センター ☎79・5050

ジョブガイドいしかり

平日9時30分～17時
就業アドバイザーによる相談は(昼休み除く)
月・水・木曜 11時～17時(受付16時まで)
ジョブガイドいしかり(市役所2階) ☎75・8609

消費生活相談

平日10時～16時
石狩市消費生活センター(市役所1階) ☎75・2282

特別支援・不登校相談

平日9時～15時45分(金曜は14時45分まで)
教育支援課 ☎76・8000

65歳以上の高齢者の相談窓口

各地域包括支援センターにお気軽にご相談ください。
平日9時～17時
南地域包括支援センター ☎73・2221
花川中央地域包括支援センター ☎77・6371
北地域包括支援センター ☎75・6100
厚田区 ☎78・1030
浜益区 ☎79・5111

その他の相談窓口

年金相談

※窓口相談のみ
平日8時30分～17時15分
毎月第2土曜 9時30分～16時
街角の年金相談センター麻生
☎0570・05・4890(予約専用)

ひきこもりや不登校などに関する相談

平日10時～19時
ひきこもりサポートセンター ☎77・5763

労働相談所

※要申込
平日10時～16時
連合北海道石狩地区連合
いしかり労働相談センター ☎60・4704

相続・遺言、不動産(空き家問題など)、その他無料法務相談

25(水)13時～15時 花川北コミセン
行政書士池田法務事務所 ☎72・3558(電話予約可)

国民年金保険料の 学生納付特例制度

国民年金保険料を納めることが困難な学生が将来、年金を受け取れなくなることを防ぐため、申請により保険料の納付が猶予され、10年以内であれば社会人になってからさかのぼって納付(追納)できる制度です(猶予の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、承認を受けた当時の保険料額に一定の加算があります)。

申請期間は原則4月～翌年3月までですが、一度申請し承認されると、在学期間中は毎年4月ごろに日本年金機構から届く申請はがきを返送するだけで

申請ができます。

※本人の所得が一定額以上ある場合や一部対象外の学校あり。郵送申請可

持ち物 身分確認書類、学生証

または在学証明書、基礎年金番号の分かるもの

申込・問合せ 市民課(市役所1階8番窓口) ☎72・3122

光ブロードバンドサービス

厚田・浜益区などで、市が整備した幹線設備などを利用し、NTT東日本がサービス提供をする光ブロードバンドサービス「フレッツ光ネクスト」の申し込みは、随時受け付けています。

申込・問合せ NTT東日本

☎0120・116・116

問合せ 行政改革・DX推進課

☎72・3159

自動車税(種別割)の納期限

納期限 31日(火)

お近くの金融機関やコンビニエンスストアなどで、納期限までに納めましょう。クレジットカード・スマホアプリでの納税もできます。詳細は納税通知書に同封のリーフレットをご覧ください。

問合せ

札幌道税事務所自動車税部
☎011・746・1190

※自動音声

石狩振興局納税課
☎011・281・7910

5月31日は 世界禁煙デー

5月31日はWHO(世界保健機関)が制定した「世界禁煙デー」で、厚生労働省では5月31日～6月6日を禁煙週間と定めています。この機会に、禁煙チャレンジをしませんか?

問合せ 保健推進課
☎72・3124

意志に頼らず、
医師に頼って薬で禁煙する
方法もあります



▲全国禁煙外来・
禁煙クリニック一覧
(日本禁煙学会)

第35号「いしかり暦」

石狩市の歴史をさまざまな視点からたどり紹介する「いしかり暦」の第35号(500円)が発行されました。

販売場所 いしかり砂丘の風資料館(弁天町30・4)

道の駅石狩「あいろーど厚田」(厚田98・2)

問合せ 石狩市郷土研究会
村山さん ☎72・7489



令和4年度 市税等納付通知書の発送予定と納期限

	納付通知書 発送予定	期別と納期限			
		1期	2期	3期	4期
市・道民税	6月上旬	6/30	8/31	10/31	12/28
固定資産税 都市計画税	5月中旬	5/31	8/1	9/30	11/30
軽自動車税(種別割)	5月上旬	5/31	※納税証明書の有効期限はR5/5/30です		
水道料金・下水道使用料	毎月下旬	12カ月(4月～3月)		納期限は翌月10日	
国民健康保険税	6月中旬	1～10期(6月～3月)		納 期 限 は 月 末	※7期の納期限は12/28
介護保険料	6月中旬	1～10期(6月～3月)			※6期の納期限は12/28
後期高齢者医療保険料	7月中旬	1～9期(7月～3月)			※12月分の納期限は12/28
市営住宅使用料	4月発送済み	12カ月(4月～3月)			

※年金特別徴収の対象となる市税などは、年金から天引きされます

市税等の納付は納期限までに!

やむを得ない事情で納付できない場合は、相談をお受けしますので、早めにご連絡ください。

延滞金の加算も…

納期限を過ぎて納付される場合は、延滞金を合わせて納付していただくことになります。

財産の差し押さえも…

督促状や電話などによる催告を行っても納付されない場合は、財産(預金・給与・生命保険・売掛金・不動産など)の調査を行い、差し押さえを行うことになります。

市税等の納付は安心・便利な口座振替で!

一度手続きをすると、納期(月)ごとの最終日に登録口座から自動で引き落としされますので、納め忘れがありません。翌年度以降も継続して引き落としされます。

●手続きは簡単です

通帳・届出印・納付通知書をお持ちの上、預金口座のある金融機関の窓口でお申し込みください。

●申込書

5月以降に送付する納付通知書に同封します。市内の各金融機関にもあります。

※軽自動車税(種別割)、水道料金・下水道使用料除く

取り扱い金融機関

北海道信用金庫／北海道銀行／北陸銀行／北洋銀行／北門信用金庫／北央信用組合／北海道労働金庫／石狩市農業協同組合／北石狩農業協同組合／石狩湾漁業協同組合／ゆうちょ銀行

市税等の納付が困難な場合の相談窓口

次の理由などにより納付が困難な場合、納期限の到来前のものについて、減免または猶予を受けられる場合がありますので、お早めに担当課へご相談ください。

- 本人または生計を同じにする家族が病気がかった場合
- 本人の失業や事業の廃止または休業をした場合
- 本人が営む事業について、利益の減少などにより著しい損失を受けた場合

市税・国民健康保険税	納税課	市役所1階	☎72・3118
後期高齢者医療保険料			
水道料金・下水道使用料	水道営業課	市役所2階	☎72・3133
介護保険料	高齢者支援課	りんくる1階	☎72・6121
市営住宅使用料	建築住宅課	市役所2階	☎72・3144
学校給食費	学校給食センター	花川北7・1	☎62・8015